

全 般 的 事 項



# 1. 選挙執行期日等

選挙の種類	選挙期日	選挙期日の告示の日	選挙すべき数	投票日の天気	任期満了日
下関市長選挙	平成17年 3月27日(日)	平成17年 3月20日(日)	1人	雨	下関市、菊川町、豊田町、 豊浦町及び豊北町が合併を 行ったことによる設置選挙  (平成17年 2月13日合併)
山口県議会下関市選挙区 選出議員補欠選挙		平成17年 3月18日(金)	2人		欠員補充に伴うもの
衆議院小選挙区選出議員選挙 (山口県第四区)	平成17年 9月11日(日)	平成17年 8月30日(火)	1人	曇	平成19年11月 8日
衆議院比例代表選出議員選挙 (中国選挙区)			11人		(平成17年 8月 8日解散)
最高裁判所裁判官国民審査			6人		任命後初審査, 次期10年後



## 2. 事務執行日程（啓発事業を除く）

### (1) 下関市長選挙、山口県議会下関市選挙区選出議員補欠選挙

年 月 日	日 程 内 容
H16. 7. 23	合併の合意
9. 27	・ 合併準備のための選挙事務調整分科会
11. 29	・ 第1回旧1市4町選挙事務調整会議
12. 1	・ 選挙運動用ポスター掲示場設置工事の設計依頼（建築課）
12. 1	・ 選挙運動用ポスター掲示場設置場所の選定依頼（市委員長→各支所長）
12. 14	・ 第2回旧1市4町選挙事務調整会議
12. 17	・ 旧1市4町選管委員長会議（新市委員会に、市長選の選挙期日を3月27日で申し送りをする事で合意）
H17. 1. 6	・ 第3回旧1市4町選挙事務調整会議 （各旧市、旧町において、それぞれ投票所、投票管理者、投票立会人等の依頼を行うことに決定）
1. 11	・ 投票所としての施設の使用依頼（市委員長→各施設管理者） ・ 開票所としての施設の使用依頼（市委員長→体育課長）
1. 12	・ 選挙事務従事者についての協力依頼（市委員長→各任命権者）
1. 14	・ 各支所長に期日前投票及び当日の投票立会人の推薦依頼（各支所管内） ・ 各支所長に市長選における期日前投票所における事務補助者の依頼
1. 17	・ 選挙に係る蓋井丸、六連丸の就航時間の一部変更について依頼（市事務局長→港湾局長）
1. 19	・ 下関市連合自治会運営委員会及び理事会で選挙協力依頼
1. 21	・ 各部局に期日前投票所の投票管理者の選任依頼
1. 23	・ 期日前投票所設置のための庁舎使用許可申請書提出（管財課） ・ 啓発用看板設置場所等の使用許可申請書等の提出（管財課、各支所、公園緑地課、県下関土木建築事務所）
1. 24	・ 県議補選における投票用紙等印刷物の配布希望数量等について（市選管→県選管） ・ 各自治会長に期日前投票及び当日の投票立会人の推薦依頼（本庁管内）
1. 27	・ 遞送便を利用した巡回啓発放送等の依頼（管財課） ・ 投票管理者の同意及び事務従事者選任の依頼（市事務局長→各投票管理者）
1. 31	・ 選挙会（開票）事務主任者の同意及び事務従事者選任の依頼（市事務局長→各選挙会事務主任者） ・ 選挙運動用ポスター掲示場区画数等について報告（市委員長→県委員長）
2. 2	・ 第4回旧1市4町選挙事務調整会議
2. 13	・ 旧1市4町合同選挙管理委員会開催 ・ 新市選挙管理委員会開催（市長選の選挙期日を3月27日に決定） ・ 県議補選の選挙運動用ポスター掲示場設置・撤去工事の設計依頼（建築課）
2. 14	・ 県議選に関する県委員会決定事項の通知（県委員長→市委員長）
2. 15	・ 県議補選における期日前投票立会人の推薦依頼（本庁管内） ・ 投票立会人承諾書の提出依頼
2. 16	・ 引き続き県内に住所を有する旨の証明書の交付についての依頼（市委員長→市民サービス課長、各支所長） ・ 市長選・県議補選における供託の取り扱い事務について協議及び依頼（市委員長→法務局、日銀） ・ 市長選・県議補選における点字投票点検職員派遣依頼（市委員長→県立盲学校長）
2. 17	・ 各支所長に県議補選における期日前投票所における事務補助者の依頼 ・ 市長選・県議補選立候補説明会における選挙郵便利用についての説明依頼（市委員長→下関郵便局長）



年 月 日	日 程 内 容
2. 1 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選の執行通知を県内各市等へ送付</li> </ul>
2. 1 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選における選挙長等の推薦等についての依頼（県委員長→市委員長）</li> </ul>
2. 2 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙運動用ポスター掲示場設置許可申請について（市委員長→設置場所管理者、所有者）</li> </ul>
2. 2 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選において繰上投票を行う投票区の申請及び投票所開閉時刻変更の届出（市委員長→県委員長）</li> </ul>
2. 2 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選の執行経費に係る基数調を提出（市選管→県選管）</li> </ul>
2. 2 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営施設使用の個人演説会の開催について依頼（市委員長→施設管理者）</li> </ul>
2. 2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選投票用紙の印刷（～2/24まで）</li> </ul>
2. 2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙供託事務を取り扱う供託所の指定について（山口地方法務局長→市委員長）</li> </ul>
2. 2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票所及び選挙会場（開票所）における電源確保について依頼（市委員長→中国電力㈱）</li> </ul>
2. 2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙速報に係る調について報告（市選管→県選管）</li> </ul>
2. 2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告示日、投票日等における時間外事務従事について依頼（市事務局長→情報政策課、管財課、市民サービス課）</li> </ul>
2. 2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議選における各事業所等に対する啓発について（県委員長→市委員長）</li> </ul>
2. 2 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選に係る費用の負担区分についての協議</li> </ul>
2. 2 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選における選挙長及びその職務代理者に係る選任書の交付（県委員長→市委員長）</li> </ul>
2. 2 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議選における啓発資材の受領</li> </ul>
3. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選立候補届出に関する説明会（勤労福祉会館）</li> </ul>
3. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選立候補届出事前審査（～3/11まで）</li> </ul>
3. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会開催</li> </ul>
3. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期日前投票システム用電話回線の設置（～3/9）</li> </ul>
3. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選における投票用紙等の受領</li> </ul>
3. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不在者投票指定施設等事務説明会（勤労福祉会館）</li> </ul>
3. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不在者投票の投票用紙等の請求の案内（市委員長→指定施設等投票管理者、郵便投票該当者）</li> </ul>
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選に関する各警察署との打ち合わせ会</li> </ul>
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選における投・開票所の警備依頼（市委員長→各警察署長）</li> </ul>
3. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議選の繰上投票を行う投票区（蓋井投票区）及び投票期日の決定通知（県委員長→市委員長）</li> </ul>
3. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選にかかる候補者交付物件等の受領</li> </ul>
3. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議選における投・開票事務の管理執行について（県委員長→市委員長）</li> </ul>
3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選に関する支所事務打ち合わせ会（勤労福祉会館）</li> </ul>
3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選における期日前投票管理者事務説明会（勤労福祉会館）</li> </ul>
3. 1 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会開催（開票開始時間を22時15分に決定）</li> </ul>
3. 1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選における投・開票事務従事者の委嘱にあたり各任命権者へ承認依頼（市委員長→各任命権者）</li> </ul>
3. 1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選及び県議補欠選挙における投票及び選挙会（開票）事務従事者の名簿配布（各任命権者、各部課所長）</li> </ul>
3. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選の投票所入場整理券発送</li> </ul>
3. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選の投票管理者及びその職務代理者の選任書交付</li> </ul>
3. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選の開票事務主任者の委嘱状交付</li> </ul>
3. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁期日前・不在者投票所設置完了</li> </ul>
3. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開票所臨時電話及び臨時ファックスの架設について依頼（市事務局長→体育課）</li> </ul>
3. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター掲示場設置開始（～3/31まで）</li> </ul>
3. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選挙・県議補欠選挙に関する報道関係者説明会</li> </ul>



年 月 日	日 程 内 容
3.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選の期日前投票立会人への選任通知書の送付（市委員長→各投票立会人）</li> </ul>
3.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選の投票立会人への選任通知書の送付（市委員長→各投票立会人）</li> </ul>
3.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各支所へ期日前投票用事務物品等引渡</li> </ul>
3.18	<p>《県議補選基準日》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会開催</li> <li>・県議補選に係る選挙人名簿登録者数の報告（市委員長→県委員長）</li> <li>・郵便投票該当者へ県議補選の不在者投票用紙等の送付</li> <li>・県議補選立候補届出受付リハーサル（委員会棟第1会議室）</li> </ul>
3.18	<p>《県議補選告示日》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各告示の掲出</li> <li>・県議補選立候補届出の受付（委員会棟第1会議室）</li> <li>・県議補選候補者の公営施設における個人演説会の使用申出受付開始（～3/24）</li> <li>・選挙人名簿登録者一覧表（写）の縦覧（県議補選）</li> <li>・県議補選の投票立会人選任通知書の送付（市委員長→各投票立会人）</li> <li>・県議補選における投票記載所の候補者氏名等の掲示掲載順序のくじの実施（選管事務局）</li> <li>・県議補選に係る立候補届出について報告（選挙長→県委員長、市委員長）</li> <li>・県議補選に係る投・開票速報について（県事務局長→市事務局長）</li> <li>・県議選に係る速報送受信票の送付（県事務局長→市事務局長）</li> </ul>
3.19	<p>《市長選基準日》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内転出者への県議補選投票所入場整理券送付</li> <li>・本庁において県議補選に係る期日前投票及び不在者投票開始（～3/26）</li> <li>・選挙管理委員会開催</li> <li>・郵便投票該当者へ市長選の不在者投票用紙等の送付</li> <li>・市長選立候補届出受付リハーサル（本庁1階ロビー）</li> </ul>
3.20	<p>《市長選告示日》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各告示の掲出</li> <li>・市長選立候補届出の受付（本庁1階ロビー）</li> <li>・市長選候補者の公営施設における個人演説会の使用申出受付開始（～3/24）</li> <li>・選挙人名簿登録者一覧表（写）の縦覧（市長選）</li> <li>・市長選の投票立会人選任通知書の送付（市委員長→各投票立会人）</li> <li>・市長選における投票記載所の候補者氏名等の掲示掲載順序のくじの実施（選管事務局）</li> <li>・市長選に係る立候補届出について報告（選挙長→県委員長、市委員長）</li> <li>・市長・市議選に係る選挙人名簿登録者数の報告（市委員長→県委員長）</li> </ul>
3.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁・総合支所において市長選に係る期日前投票及び不在者投票開始（～3/26）</li> </ul>
3.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所において市長選・県議補選に係る期日前投票及び不在者投票開始（～3/25）</li> </ul>
3.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支所の支所において市長選に係る期日前投票及び不在者投票開始（～3/25）</li> <li>・市長選・県議補選における投・開票事務説明会（勤労福祉会館）</li> <li>・市長選・県議補選の投票所用消耗品等を配布</li> <li>・市長選・県議補選における疑問審査班打合せ会</li> </ul>
3.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選挙における投票事務説明会（菊川ふれあい会館、川棚公民館）</li> </ul>



年 月 日	日 程 内 容
3.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選における各投票所への器材搬入（～3/26）</li> </ul>
3.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選における選挙立会人の届出期限</li> </ul>
3.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選における選挙立会人の選任通知送付</li> </ul>
3.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選用の投票用紙等を配布</li> <li>・投票日当日使用の選挙人名簿の打出し</li> </ul>
3.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓋井投票区繰上投票</li> </ul>
3.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選における繰上投票状況の報告（市選管→県選管）</li> </ul>
3.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選選における当日有権者概数の報告（市選管→県選管）</li> </ul>
3.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選・県議補選の選挙人名簿抄本等を配布</li> </ul>
3.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>《市長選・県議補選投票日》</li> </ul>
3.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>《即日開票（市長選・県議補選選挙会）》</li> </ul>
3.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会開催</li> </ul>
3.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不在者投票の送致</li> </ul>
3.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選中間投票状況の報告（市選管→県選管）</li> </ul>
3.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選当選人の報告（選挙長→市委員長）</li> </ul>
3.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選当選人告示、当選証書の附与</li> </ul>
3.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選開票録の検収</li> </ul>
3.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議補選当選人の告示、当選証書の附与</li> </ul>
3.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議選の立候補届出に係る供託書の返還について（県委員長→選挙長）</li> </ul>
4.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長選、県議補選における供託物返還通知</li> </ul>



(2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審査

年 月 日	日 程 内 容
H17. 7.12	・選挙運動用ポスター掲示場設置工事の設計依頼（建築課）
H17. 7.25	・衆議院議員総選挙における執行経費にかかる基数調を提出（市選管→県選管）
8. 5	・選挙管理委員会開催
8. 8	《衆議院解散》 ・衆議院議員総選挙における選挙速報システムの導入について（県事務局長→市事務局長） ・第44回衆議院議員総選挙の公示日等について（総務省自治行政局選挙管理部長→各各都道府県選挙管理委員会書記長） ・衆議院議員総選挙執行経費の補正予算専決処分 ・衆議院議員総選挙の日程表（想定案）の送付（県事務局長→市事務局長） ・投票日等における時間外事務従事について依頼（市事務局長→情報政策課長、管財課、市民サービス課） ・衆議院総選挙における点字投票の点字職員派遣依頼（市委員長→県立盲学校長） ・投票所及び開票所における電源確保について依頼（市委員長→中国電力（株）） ・衆議院議員総選挙事務従事についての協力依頼（市事務局長→各任命権者） ・蓋井丸、六連丸の就航時間の一部変更についての依頼（市事務局長→市港湾局長） ・衆議院総選挙におけるポスター掲示場について（県事務局長→市事務局長） ・衆議院議員総選挙における期日前投票管理者の選任依頼について（市事務局長→市各部長、調整主管課長）
8. 9	・選挙運動用ポスター掲示場設置場所の選定依頼（市委員長→各総合支所、各支所） ・選挙運動用ポスター掲示場設置場所許可申請（市委員長→国、県、市、設置場所管理者） ・選挙運動用ポスター掲示場設置場所道路使用許可申請（市委員長→各警察署） ・衆議院総選挙啓発用看板設置場所等の使用依頼（管財課、各支所、公園緑地課、県下関土木建築事務所） ・開票所臨時電話及び臨時ファックスの架設について依頼（市事務局長→市体育課） ・各支所の不在者投票用紙の回収等のための遞送便利用について依頼（市事務局長→市管財課長）
8.10	・違法文書凶画の撤去等について（県委員→市委員長） ・衆議院議員総選挙における病院・施設等の不在者投票請求案内について（市委員長→各施設管理者） ・選挙公報等の配布依頼（市委員長→各自治会長）
8.11	・衆議院議員総選挙における期日前投票立会人及び投票立会人の推薦について依頼（市委員長→各支所長）
8.12	・衆議院議員総選挙における期日前投票立会人及び投票立会人の推薦について依頼（市委員長→自治連合会長） ・衆議院議員総選挙における投票用紙等について（県事務局長→市事務局長）
8.13	・投票所としての施設の使用依頼（市委員長→施設管理者） ・開票所としての施設の使用依頼（市委員長→市体育課長） ・繰上投票を行う投票区の申請、ポスター掲示場設置総数減少の協議及び投票所開閉時刻の変更の届出（市委員長→県委員） ・衆議院議員総選挙における不在者投票の投票用紙等請求の案内（市委員長→指定施設等投票管理者、郵便投票該当者）
8.15	・投票所入場整理券の打出し
8.15	・衆議院議員総選挙における県広報車の巡回啓発について（県事務局長→市事務局長）
8.16	期日前・不在者投票システム用電話回線の設置（～9/10）
8.18	・衆議院議員総選挙における各事業所等に対する啓発について（県委員→市委員長）
8.19	・衆議院議員総選挙の繰上投票を行う投票区（蓋井投票区）及び投票期日の決定通知（県委員→市委員長） ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る市町村選挙管理委員会委員長・地方事務局長会議（山口県庁） ・ポスター掲示場設置開始（～8/26）



年 月 日	日 程 内 容
8.19	・洋上投票用ファックス設置（選管事務局内）
8.20	・期日前投票事務説明会開催（商工会館第1第2研修室）
8.22	・衆議院小選挙区、比例代表における投票用紙等の受領 ・第44回衆議院議員総選挙における期日前投票の中間状況等及び期日前投票所に使用する施設について（県事務局長→市事務局長）
8.23	・衆議院議員総選挙に関する各警察署との打合せ会 ・衆議院議員総選挙における投・開票所の警備依頼（市委員長→各警察署長）
8.24	・投票所入場整理券発送
8.25	・衆議院議員総選挙に関する報道関係者説明会
8.28	・ポスター掲示場設置場所一覧表候補者配布
8.29	《基準日》
8.29	・選挙管理委員会開催
8.29	・郵便投票該当者へ衆議院議員総選挙の不在者投票用紙等の送付
8.30	・本庁期日前投票所設置完了
8.30	・選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者の報告（市委員長→県委員長）
8.30	《公示日》
8.30	・各告示の掲出
8.30	・公営施設における個人演説会の使用申し出受付開始（～9/8まで）
8.30	・選挙人名簿新規登録者縦覧
8.30	・選挙立会人選任通知書の送付（市委員長→各投票立会人）
8.30	・衆議院議員小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等の掲示掲載順序のくじの実施（選管事務局）
8.30	・投開票事務従事者の委嘱にあたり各任命権者へ承認依頼（市委員長→各投票立会人）
8.30	・投開票事務従事者の委嘱状について
8.30	・衆議院議員総選挙における投票及び開票事務従事者の名簿配布（各任命権者、各課所長）
8.30	・衆議院比例代表選出議員選挙の候補者等に関する通知（衆議院比例代表中国選挙区選挙長→県委員長）の写し（県委員長→市委員長）
8.30	・衆議院小選挙区比例代表期日前投票開始
8.31	・衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第4区の候補者の届出通知（山口県第4区選挙長→市委員長）
8.31	・最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官の氏名等について（県委員長→市委員長）
9.1	・最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙等の受領
9.1	・転出者への投票の案内送付
9.4	・台風接近に伴うポスター掲示場の取扱いについて（県事務局長→市事務局長）
9.4	・衆議院小選挙区選出議員及び比例代表選出議員選挙選挙公報の受領
9.4	・最高裁判所裁判官国民審査選挙公報の受領
9.4	・最高裁判所裁判官国民審査期日前投票開始
9.5	・台風接近に伴うポスター掲示場の一時撤去について（県事務局長→市事務局長）
9.6	・台風接近に伴うポスター掲示場の補強工事 ・第44回衆議院議員総選挙における期日前投票の中間状況（1回目）
9.6	・台風接近に伴うポスター掲示場の一時撤去 ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投開票速報担当者会議（山口県庁）



年 月 日	日 程 内 容
9. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員総選挙に係る投開票事務説明会（唐戸市場大ホール）</li> <li>・衆議院議員総選挙に係る投開票事務説明会（菊川・豊田）（菊川ふれあい会館）</li> <li>・衆議院議員総選挙に係る投開票事務説明会（豊浦・豊北）（豊浦中央公民館）</li> <li>・衆議院議員総選挙開票事務疑問審査研修会（唐戸市場大ホール）</li> <li>・衆議院議員総選挙における投票所用消耗品配布</li> </ul>
9. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各投票所への投票器材搬入（9／7～10）</li> </ul>
9. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員総選挙における開票立会人の届出期限</li> </ul>
9. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員総選挙における開票立会人の補充選任</li> </ul>
9. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票日当日の選挙人名簿の打出し</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓋井投票区繰上投票</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員総選挙における繰上投票状況についての報告（市選管→県選管）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員総選挙における当日有権者概数の報告（市選管→県選管）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員総選挙当日における便宜供与について（総務省選挙部長→県委員長→市委員長）</li> </ul>
9. 1 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第44回衆議院議員総選挙における期日前投票の中間状況（2回目）</li> </ul>
9. 1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第44回衆議院議員総選挙における期日前投票の中間状況（最終結果）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会開催</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不在者投票の指定投票区への送致</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間投票状況の報告（市選管→県選管）</li> </ul>
9. 1 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開票結果及び開票録写その他書類等送付（山口県庁）</li> </ul>
9. 1 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋上投票受信用ファシミリ装置撤去</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院山口県第4区選出議員選挙選挙会（山口県庁）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院中国選挙区選出議員選挙選挙分会、最高裁判所裁判官国民審査審査分会（山口県庁）</li> </ul>



### 3. 啓発事業

(1) 平成17年3月27日執行 下関市長選挙、山口県議会下関市選挙区選出議員補欠選挙

事業の種類	実施期間	実績概要
1. 巡回啓発	3月18日～3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報車や公用車（放送設備のあるもの）で、投票日の周知並びに棄権防止を呼びかける広報文を吹き込んだテープを放送し、投票率の低い地域を重点的に市内全域を巡回啓発した。 ※（注1）</li> <li>市広報車（6台）に啓発看板を取り付けた。 ※（注1）</li> <li>公用車150台に啓発用シール300枚を貼付 ※（注1）</li> </ul>
2. 懸垂幕等掲出	3月18日～3月27日 3月21日～3月27日 3月18日～3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>懸垂幕 7箇所 シーモール正面玄関前、彦島支所、長府支所、菊川総合支所、豊田総合支所、豊浦総合支所、菊川ふれあい会館 ※（注1）</li> <li>横断幕 3箇所 豊田総合支所駐車場、菊川道の駅、マーレ豊浦</li> <li>幟 74本 市役所本庁舎、各総合支所、各支所※（注1）</li> <li>320本 投票所（当日2本×157+本庁分）</li> <li>200本 市内バス停留所</li> </ul> <p>標語 「未来への土台を作る 投票日」 3月27日（日） 下関市長選挙 山口県議会議員補欠選挙 午後8時まで投票できます</p>
3. 看板掲出	3月18日～3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大看板 2箇所 市役所前、山の谷交差点、竹崎公園</li> <li>立看板 29箇所 市役所本庁、4総合支所、18支所、6公民館※（注1）</li> <li>期日者投票の受付について（投票日、投票時間の周知）40枚 4総合支所、16支所 ※（注1）</li> <li>バス前面吊り幕 バス120台 投票日の周知 ※（注1） 3月27日（日） 下関市長選挙 県議補欠選挙</li> </ul>
4. 電光ニュース放送等	3月18日～3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内テレビ局で放送の市政だより内でテロップ放送による広報（山口放送、山口朝日放送、テレビ山口 各2回）</li> <li>屋外文字放送による広報 山の田交差点（投票日、投票時間及び不在者投票期間の周知）</li> </ul>



5. ラジオスポット	3月18日～3月27日	・コミュニティFMで朝晩1回ずつ市長選・県議補欠選挙の投票を呼びかけた。
6. 会社・事業所への啓発	3月21日～3月27日	・選挙協力依頼書及びチラシを送付し、投票日の周知と棄権防止の協力をお願いした。 ・100人以上の企業等・・・107社※（注1）
7. 街頭啓発	3月21日	・県地方局と協力して、シーモール前で選挙啓発幟を掲出して、チラシ・啓発資材を配布し、投票総参加を呼びかけた。 啓発資材（ティッシュペーパー・風船・ふきん等） 旧下関市明るい選挙推進協議会・市選挙管理委員会・青年法政大学OB会（19名）
8. 広報誌の利用	2月15日 3月1日	・市報「みらい」に啓発記事掲載 2月15日号 市長選挙・県議補欠選挙の周知を行った。 3月1日号 市長選挙・県議補欠選挙の周知及び投票の呼びかけを行った。
9. 新聞・雑誌等広告	3月21日～3月27日	・新聞社4社に県議選の投票日の周知広告を掲載 （朝日・毎日・読売・山口の各社2回）
10. 啓発資材の配布等	3月18日～3月27日	・不在者投票所に啓発風船を置き、雰囲気をはげしく、啓発資材を配布した。 啓発資材（ティッシュペーパー・風船）
11. その他	3月18日～3月27日	・下関競艇開催中、場内テレビに啓発用スポットを放映し、棄権防止を呼びかけた。 ・庁内放送を利用し、午前・午後2回、来庁者及び職員に投票を呼びかけた。※（注1） ・主要デパート、スーパーに棄権防止の店内放送を依頼した。※（注1）

※（注1） 旧豊浦郡4町については県議補欠選挙は執行しないので、実施期間は3月21日より開始し、啓発内容については県議補欠選挙の周知をする表現があるものについては、これを省いて実施した。



(2) 平成17年9月11日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

事業の種類	実施期間	実績概要
1. 巡回啓発	8月31日～9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報車や公用車（放送設備のあるもの）で、投票日の周知並びに棄権防止を呼びかける広報文を吹き込んだテープを放送し、投票率の低い地域を重点的に市内全域を巡回啓発した。</li> <li>・市広報車（6台）に啓発看板を取り付けた。</li> <li>・公用車150台に啓発用シール300枚を貼付</li> </ul>
2. 懸垂幕等掲出	8月31日～9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懸垂幕 7箇所 菊川総合支所、豊田総合支所、豊浦総合支所、彦島支所、長府支所、菊川ふれあい会館、シーモール正面玄関前</li> <li>・横断幕 3箇所 豊田総合支所駐車場、菊川道の駅、マーレ豊浦</li> <li>・幟 74本 市役所本庁舎、各総合支所、各支所</li> <li>320本 投票所（当日2本×157+本庁分）</li> <li>200本 市内バス停留所</li> <li>標語 「未来への土台を作る 投票日」 「この一票 みんなの思いが こもってる」</li> <li>9月11日（日） 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査</li> <li>午後8時まで投票できます</li> </ul>
3. 看板掲出	8月31日～9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大看板 2箇所 市役所前（2枚設置、内1枚は期間中山の谷交差点より移設）竹崎公園</li> <li>・立看板 29箇所 市役所本庁、4総合支所、18支所、6公民館</li> <li>・期日者投票の受付について（投票日、投票時間の周知）40枚 4総合支所、16支所</li> <li>・バス前面吊り幕 バス120台 投票日の周知</li> <li>9月11日（日） 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査</li> </ul>
4. 電光ニュース放送等	8月31日～9月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内テレビ局で放送の市政だより内でテロップ放送による広報（山口放送、山口朝日放送、テレビ山口 各2回）</li> <li>・屋外文字放送による広報 山の田交差点（投票日、投票時間及び期日前・不在者投票期間の周知）</li> </ul>



5. ラジオスポット	8月31日～9月11日	・コミュニティFMで朝晩1回ずつ衆議院選挙及び裁判官国民審査の投票を呼びかけた。
6. 会社・事業所への啓発	8月31日～9月11日	・選挙協力依頼書及びチラシを送付し、投票日の周知と棄権防止の協力をお願いした。 ・100人以上の企業等・・・136社
7. 街頭啓発	9月3日	・県地方局と協力して、シーモール前で選挙啓発幟を掲出して、チラシ・啓発資材を配布し、投票総参加を呼びかけた。 啓発資材（ティッシュペーパー・風船・うちわ・あぶらとり紙・クリアーホルダー） 下関市明るい選挙推進協議会設立準備会・市選挙管理委員会・青年法政大学OB会（17名）
8. 広報誌の利用	9月1日	・市報「みらい」に啓発記事掲載 9月1日号 衆議院選及び国民審査の周知及び投票の呼びかけを行った。
9. 新聞・雑誌等広告	8月31日～9月11日	・新聞社5社に衆議院選及び国民審査の投票日の周知広告を掲載 （朝日・毎日・読売・山口の各社2回、中国新聞1回）
10. 啓発資材の配布等	8月31日～9月11日	・期日前投票所に啓発風船を置き、雰囲気をはげしげ、啓発資材を配布した。 啓発資材（ティッシュペーパー・風船・うちわ・あぶらとり紙）
11. その他	9月11日 8月31日～9月11日	・豊田・豊北各総合支所管内の各世帯（対象約7,400世帯）にオフトーク放送を利用し、投票日の周知、棄権防止を訴えた ・下関競艇開催中、場内テレビに啓発用スポットを放映し、棄権防止を呼びかけた。 ・庁内放送を利用し、午前・午後2回、来庁者及び職員に投票を呼びかけた。 ・主要デパート、スーパーに棄権防止の店内放送を依頼した。 ・啓発ポスターを市役所本庁・総合支所・支所・公民館・事業所などに掲示した。



#### 4. 投票区・投票所・町名一覧表

投票区	投票所	町名
東部第1	養治小学校屋内運動場	みもすそ川町、壇之浦町、本町1～4丁目、阿弥陀寺町
東部第2	下関市役所一階ホール	中之町、唐戸町、赤間町、上田中町3・6丁目、名池町、田中町、南部町、あるかぼ〜と
東部第3	第四幼稚園	宮田町1・2丁目、幸町、貴船町1丁目
東部第4	第一幼稚園	貴船町2～4丁目、山の口町
東部第5	文関小学校	上田中町1・2・4・5・8丁目
東部第6	下関合同花き地方卸売市場	棕野町1～3丁目、卸新町、棕野上町、藤ヶ谷町、棕野町
北部第1	向山小学校屋内運動場	元町、向山町、東向山町、羽山町
北部第2	向洋中学校	上田中町7丁目、中央町、栄町、向洋町1～3丁目
北部第3	下関商業高等学校	後田町1～5丁目、石神町
北部第4	生野小学校屋内運動場	幡生町1・2丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町1丁目、宝町
北部第5	下関市勤労婦人センター体育館	山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町、山の田西町
北部第6	武久会館	武久町1・2丁目、武久西原台
北部第7	下関市立大学体育館	生野町2丁目、三河町、大学町1～5丁目
北部第8	大坪ふれあい会館	汐入町、金比羅町、大坪本町、藤附町
中部第1	下関市婦人会館	観音崎町、岬之町、西入江町、細江町1～3丁目、細江新町、豊前田町1～3丁目、丸山町5丁目、笹山町
中部第2	第二幼稚園	入江町、丸山町1～4丁目
中部第3	関西小学校屋内運動場	春日町、関西町、関西本町、長崎本町、長崎新町、長崎中央町、上条町
中部第4	神田小学校屋内運動場	長崎町1丁目、桜山町、神田町1・2丁目、東神田町、西神田町、山手町
西部第1	西部公民館	新地西町、新地町、今浦町、伊崎町1・2丁目、長門町
西部第2	山口県貿易ビル二階会議室	竹崎町1～4丁目、大和町1・2丁目、東大和町1・2丁目
西部第3	桜山小学校	大平町、筋川町、西大坪町、南大坪町、筋ヶ浜町、上新地町1～5丁目
彦島第1	本村小学校屋内運動場	彦島海士郷町、彦島老町1～3丁目、彦島老の山公園、彦島本村町1～5丁目
彦島第2	西山小学校屋内運動場	彦島迫町1～7丁目
彦島第3	玄洋公民館講堂	彦島竹ノ子島町、彦島西山町1～5丁目
彦島第4	下関市役所彦島支所	彦島本村町6・7丁目、彦島緑町、彦島江の浦町1・2丁目
彦島第5	江の浦町民館	彦島江の浦町4～7丁目
彦島第6	江浦幼稚園	彦島江の浦町3・8・9丁目、彦島福浦町1～3丁目
彦島第7	でしまつ保育園	彦島杉田町1・2丁目、彦島弟子待東町、彦島弟子待町1・2丁目
彦島第8	角倉小学校屋内運動場	彦島山中町1丁目、彦島角倉町1～4丁目
彦島第9	向井小学校屋内運動場	彦島弟子待町3丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島山中町2丁目、彦島向井町1・2丁目、彦島田の首町1・2丁目
彦島第10	彦島塩浜町民館	彦島塩浜町1～4丁目
六連	六連島集会所	六連島町
長府第1	豊浦小学校屋内運動場	長府亀の甲1・2丁目、長府紺屋町、長府安養寺1～4丁目、長府珠の浦町、長府三島町、長府中土居本町、長府中土居北町
長府第2	下関市役所長府支所	長府野久留米町、長府川端1・2丁目、長府南之町、長府惣社町、長府古江小路町、長府中浜町、長府浜浦西町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋町、長府金屋浜町、長府宮の内町、長府逢坂町、野久留米町
長府第3	長府体育館	長府印内町、長府前八幡町、長府八幡町、長府豊浦町、長府港町、長府江下町
長府第4	豊浦高等学校	長府外浦町、長府黒門東町、長府黒門南町、長府羽衣町、長府松原町、長府新松原町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町1・2丁目、長府羽衣南町、長府黒門町
長府第5	すみれ保育園	前田1・2丁目、前田1・2町、高畑町
長府第6	長府東公民館	長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田南町、長府松小田北町、松小田1～3町



長府第7	長 府 第 二 保 育 園	長府古城町、長府中六波町、長府中尾町、長府豊城町、長府満珠町、長府四王司町、長府新四王司町、長府日の出町、長府満珠新町
長府第8	浜 浦 町 民 館	長府高場町、長府向田町、長府浜浦町、長府浜浦南町
長府第9	長 府 第 三 保 育 園	長府扇町、長府才川1・2丁目、千鳥ヶ丘町、ゆめタウン
王司第1	下 組 湯 田 町 民 館	員光町1～4丁目、王司山田町、員光河内町、員光中村町、員光下組町、赤池町
王司第2	宇 部 西 町 公 民 館	亀浜町、千鳥浜町、乃木浜三丁目、王司本町1～6丁目、王司南町、王司上町2～5丁目、宇部南町
王司第3	王 司 公 民 館	乃木浜1・2丁目、王司川端1～3丁目、王司上町1丁目、王司神田1～6丁目、東観音町、西観音町
清末第1	清 末 公 民 館	大字阿内を除く清末全町
清末第2	中 組 公 会 堂	清末阿内町、清末阿内上町、清末薫木町
小 月	小 月 公 民 館	小月全町
王喜第1	王 喜 公 民 館	木屋川1・2丁目、木屋川本町1～5丁目、木屋川南町1～4丁目、王喜本町1～6丁目、王喜宇津井1～3丁目
王喜第2	王 喜 の り 共 販 場	白崎1～4丁目、松屋本町1～5丁目、松屋上町1～3丁目、松屋東町1～3丁目、王喜諸村町、王喜笹ヶ瀬町
吉田第1	吉 田 公 民 館	吉田6区町を除く吉田全町
吉田第2	朝 日 町 公 会 堂	吉田6区町
勝山第1	下 関 市 役 所 勝 山 支 所	秋根本町1・2丁目、秋根東町、秋根南町1・2丁目、秋根北町、一の宮町1・2丁目、形山みどり町、一の宮本町1丁目
勝山第2	小 野 町 上 方 公 会 堂	小野町、井田町
勝山第3	勝 山 小 学 校 屋 内 運 動 場	田倉御殿町1・2丁目、前勝谷町、秋根上町1～3丁目、形山町、秋根上町、勝谷町、田倉町、形山町
勝山第4	勝 谷 新 町 西 町 民 館	勝谷新町1～4丁目、楠乃5丁目、東勝谷
勝山第5	勝 山 保 育 園	秋根西町1・2丁目、秋根新町、石原町
勝山第6	馬 場 自 治 会 町 民 館	一の宮町3～5丁目、一の宮学園町、一の宮本町2丁目、一の宮住吉1～3丁目、一の宮卸本町、一の宮東町1～3丁目、楠乃1～4丁目
内日第1	内 日 二 町 町 民 館	内日1～4町
内日第2	内 日 公 民 館	内日5～9町
川中第1	川 中 公 民 館	川中本町、川中本町1・2丁目、伊倉町1～3丁目、伊倉本町、伊倉東町、伊倉町、綾羅木町、延行町、有富町
川中第2	下 関 市 役 所 川 中 支 所	綾羅木新町1～4丁目、綾羅木本町1～5・9丁目
川中第3	川 中 公 民 館	古屋町1・2丁目、垢田町1～5丁目、垢田町
川中第4	ひ え だ 保 育 園	稗田町、稗田西町、稗田南町、稗田北町、稗田中町
川中第5	垢 田 小 学 校 屋 内 運 動 場	新垢田東町1・2丁目、新垢田西町1～4丁目、新垢田南町1～3丁目、新垢田北町、長州出島
川中第6	川 中 豊 町 東 町 民 館	川中豊町1～7丁目、熊野西町、熊野町1～3丁目
川中第7	綾 羅 木 公 民 館	綾羅木本町6～8丁目、綾羅木南町1～3丁目
安岡第1	安 岡 公 民 館	安岡駅前1・2丁目、安岡本町1～3丁目、安岡町1丁目、横野町1～4丁目、安岡新町、安岡本町、西安岡町、横野町、福江町
安岡第2	下 関 工 業 高 等 学 校	梶栗町1～5丁目、富任町1～8丁目、富任町、梶栗町
安岡第3	安 岡 小 学 校 屋 内 運 動 場	安岡町2～8丁目、蒲生野町、安岡町
吉見第1	吉 見 公 民 館	吉見竜王町、吉見古宿町、吉見本町1・2丁目、吉見新町1・2丁目、吉見里町1・2丁目、吉見上町、吉見中町、吉見尾袋町、東吉見町、吉見新町、吉見里町
吉見第2	吉 見 中 学 校 屋 内 運 動 場	永田本町1～4丁目、永田妙寺町、永田町、永田本町
吉 母	吉 母 公 民 館	吉母町
蓋 井	漁 村 セ ン タ ー	蓋井島町



投票区	投票所	町名
菊川第1	菊川総合支所第1会議室	上市、東区、西区、下市、上田部、一本松、七見
菊川第2	豊東小学校体育館	上保木、下保木、下大野、上大野
菊川第3	西中山公会堂	東中山、西中山
菊川第4	轡井公会堂	轡井、道市
菊川第5	ふれあい会館研修室	荒小田南、荒小田北、船場、茶屋川、沖台
菊川第6	坂の上公会堂	萩ヶ台、上諏訪、小出、坂ノ上
菊川第7	植松公会堂	植松、台下、台上
菊川第8	防迫下公会堂	防迫上、防迫下、龍王
菊川第9	檜崎公民館	岡田下、岡田上、菊楽、妻月、中の田
菊川第10	久野公民館	久野
菊川第11	後浴公会堂	下貴飯、印内、後浴、藤内畑、大藤
菊川第12	日新公民館	日新
豊田第1	とのい夢・夢ハウス	殿居、佐野、荒木
豊田第2	河内集会所	上柰路子
豊田第3	下柰路子集会所	下柰路子
豊田第4	一の俣集会所	一ノ俣
豊田第5	稲見生活改善センター	稲見
豊田第6	金道管理センター	秋葉
豊田第7	豊田中公民館	上八道、中八道、下八道、鷹子
豊田第8	豊田農村勤労福祉センター	上浮石、中浮石、下浮石
豊田第9	豊田生涯学習センター	檜原、長正司、西市一・二区、矢田、殿敷、高熊
豊田第10	上殿敷集会所	上殿敷
豊田第11	大河内集会所	大河内
豊田第12	三豊公民館	台、今出、地吉
豊田第13	庭田公会堂	庭田
豊田第14	一の瀬集会所	中ノ瀬
豊田第15	飯塚公会堂	三野和、石町
豊田第16	日野公会堂	稲光、日高萩
豊田第17	中村西公会堂	阿座上、中村
宇賀第1	大河内交流センター	大河内
宇賀第2	本郷公会堂	本郷
宇賀第3	今みの多目的集会所	今みの
宇賀第4	湯玉在自治会館	湯玉在
宇賀第5	宇賀児童館	湯玉東、湯玉西、湯玉南、湯玉北、川嶋
小串第1	親和会館	稲荷、駅前、石堂、上石堂、病院、ひびき
小串第2	小串公民館	宮本、秋葉、入尾、大才、本浦、川端、奥小路、中小路、先中、先小路、大先
川棚第1	豊浦総合支所コミュニティホール	高野、中央1・2区
川棚第2	川棚小学校体育館	北村(天神住宅を除く)
川棚第3	上小野集会所	上小野
川棚第4	小野小学校体育館	中小野
川棚第5	下小野台集会所	下小野
川棚第6	とんがりぼうし豊浦	江良、湯町



川棚第7	浜 公 会 堂	下村、北村の内天神住宅
川棚第8	川 棚 漁 村 セ ン タ ー	松谷、谷吉団地
川棚第9	高 砂 コ ミ ュ ニ テ ィ 会 館	高砂1・2区、塩田
黒井第1	下 関 豊 浦 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	郷杜屋、沼、杜屋1・2区、原1・2区、神田上、神田下、黒井住宅、長徳寺
黒井第2	市 集 会 所	一ノ瀬、石印寺、市、大門
黒井第3	大 西 公 会 堂	大西、阿遠、上郷、下郷、上郷団地、西明寺住宅
黒井第4	下 関 市 多 世 代 交 流 セ ン タ ー	豊洋台1～3丁目、豊洋台新町
黒井第5	上 中 公 会 堂	白滝、市の内、上中、下中、北無田
黒井第6	八 ヶ 浜 集 会 所	野田、八ヶ浜
黒井第7	黒 井 漁 村 セ ン タ ー	涌田1～10区
室津第1	室 津 公 民 館	室津1～7区
室津第2	室 津 上 公 会 堂	室津8区
田耕第1	田 耕 農 林 漁 家 婦 人 活 動 促 進 セ ン タ ー	杣地、中河内、市庭、五千原
田耕第2	部 上 集 会 所	川中曾、原、部上、小野
田耕第3	下 太 田 集 会 所	朝生、上太田、下太田
田耕第4	大 庭 集 会 所	[田耕] 大庭
滝部第1	豊 北 総 合 支 所 1 階 ホ ー ル	駅前、[滝部] 下市、[滝部] 上市、[滝部] 大庭、高良、中村、田代、久森
滝部第2	大 代 集 会 所	大代、寺地、神田口
滝部第3	中 原 集 会 所	境下、向坊、中原
神玉第1	根 崎 自 治 会 館	[神玉] 河原、西沢、根崎、上野
神玉第2	矢 玉 老 人 憩 い の 家	地方南、地方北、中東、矢玉東、矢玉西、江向、寺川、津波敷
神玉第3	神 玉 公 民 館	下田、波原
神玉第4	土 井 ヶ 浜 公 民 館	江尻上、江尻下、岡林
神玉第5	和 久 老 人 憩 い の 家	後地、和久南、和久北
神田第1	肥 中 自 治 会 館	肥中
神田第2	神 田 公 民 館	堀越、鳴滝、大川、荒田、特牛
神田第3	島 戸 診 療 所 待 合 室	島戸地方、島戸東、島戸西
神田第4	附 野 大 久 保 自 治 会 館	附野、大久保
角島第1	第 一 区 公 民 館	西迫、仮島、辻方
角島第2	角 島 開 発 総 合 セ ン タ ー 1 階 ホ ー ル	岡方、前方、野崎、後方
角島第3	角 島 漁 村 セ ン タ ー 調 理 準 備 室	黒瀬、辻ヶ浜、久保、堂の奥、[角島] 河原、森の前
阿川第1	阿 川 上 市 自 治 会 館	河内、[阿川] 上市、野地、大浦
阿川第2	平 畑 集 会 所	飯塚、平畑
阿川第3	阿 川 公 民 館	土井、大曲、細井、立目、小瀬戸、[阿川] 下市
阿川第4	阿 川 浦 自 治 会 館	[阿川] 浦
粟野第1	宮 迫 集 会 所	市の瀬、宮迫、蓋の井、小河内
粟野第2	粟 野 公 民 館	小迫、郷西上
粟野第3	粟 野 浦 自 治 会 館	郷東、[粟野] 浦
粟野第4	郷 西 下 集 会 所	安崎、郷西下
北宇賀第1	八 城 説 教 所	上畑、下畑
北宇賀第2	二 見 小 学 校 体 育 館	辻ヶ畑上、寺畑、掛地、直子
北宇賀第3	二 見 集 会 所	二見



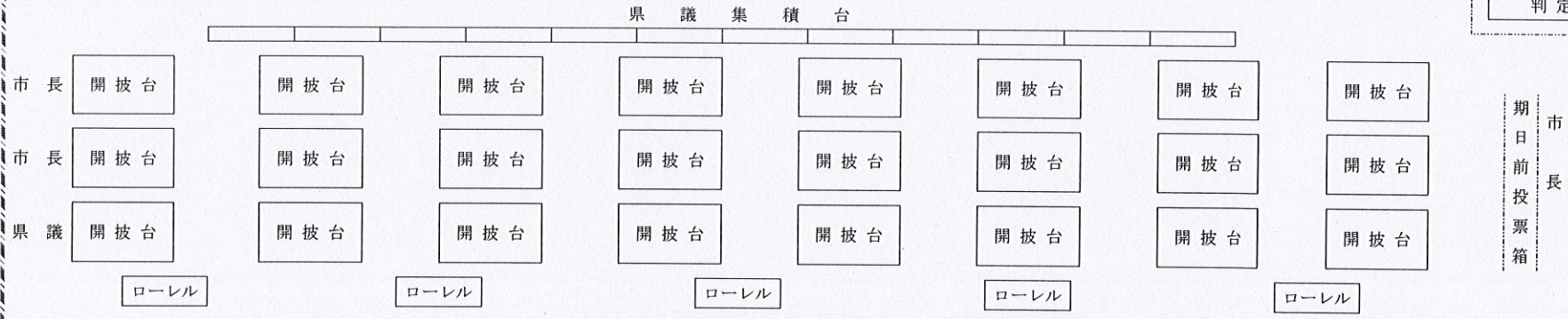
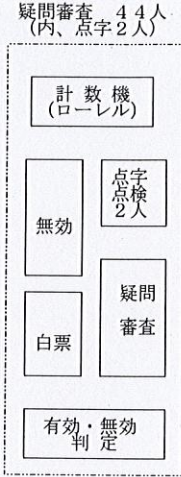
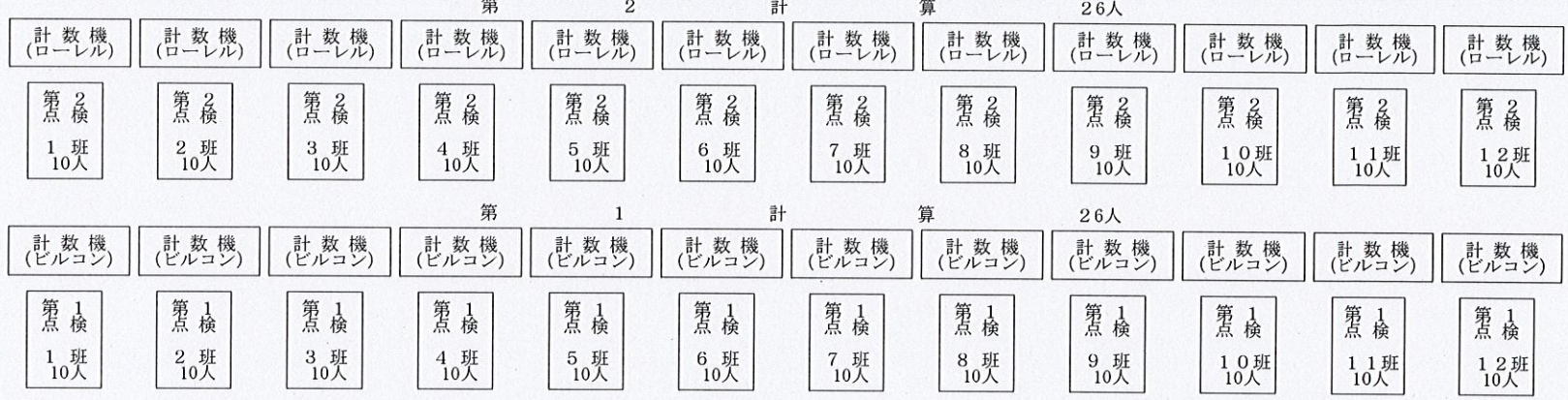
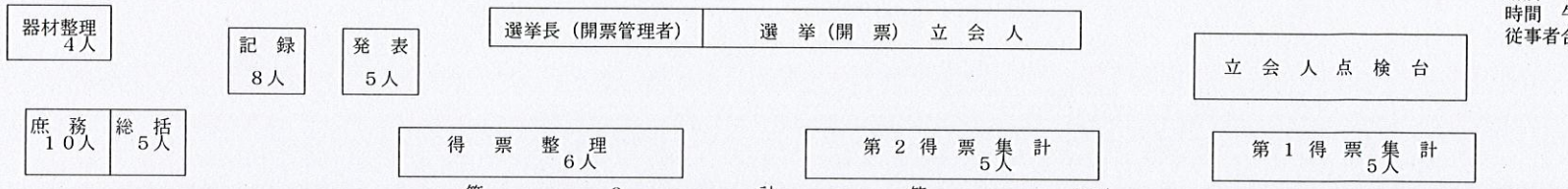
※ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の変更箇所

投票区	変更前投票所	変更後投票所
北部第2投票区	向洋中学校	下関市体育館
北部第7投票区	下関市立大学体育館	下関市立大学厚生会館
中部第1投票区	下関市婦人会館	天使幼稚園
吉見第2投票区	吉見中学校屋内運動場	永田本町公会堂
豊田第14投票区	一の瀬集会所	中の川集落センター
川棚第4投票区	小野小学校体育館	清水集会所
川棚第8投票区	川棚漁村センター	松谷公民館

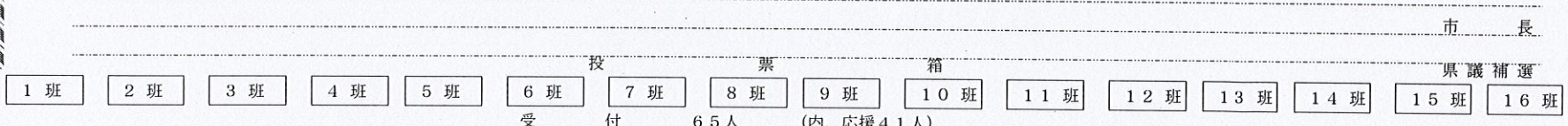


# 開票所レイアウト (平成17年3月27日執行 下関市長選挙及び山口県議会議員補欠選挙)

場所 下関市体育館  
 時間 午後10時15分開始  
 従事者合計 408人



市長  
 期日前投票箱



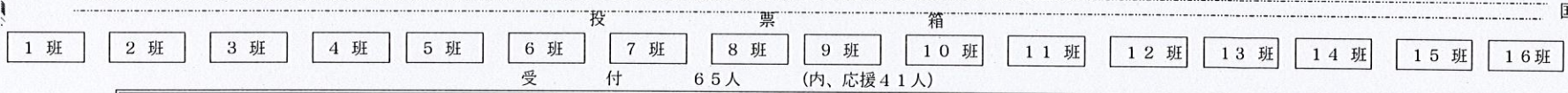
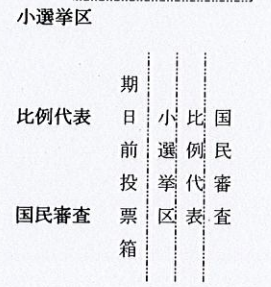
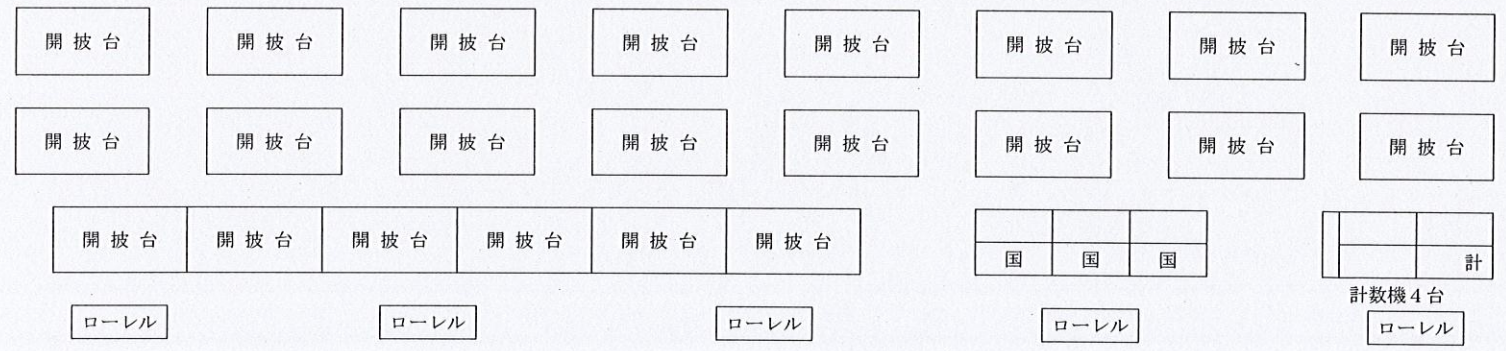
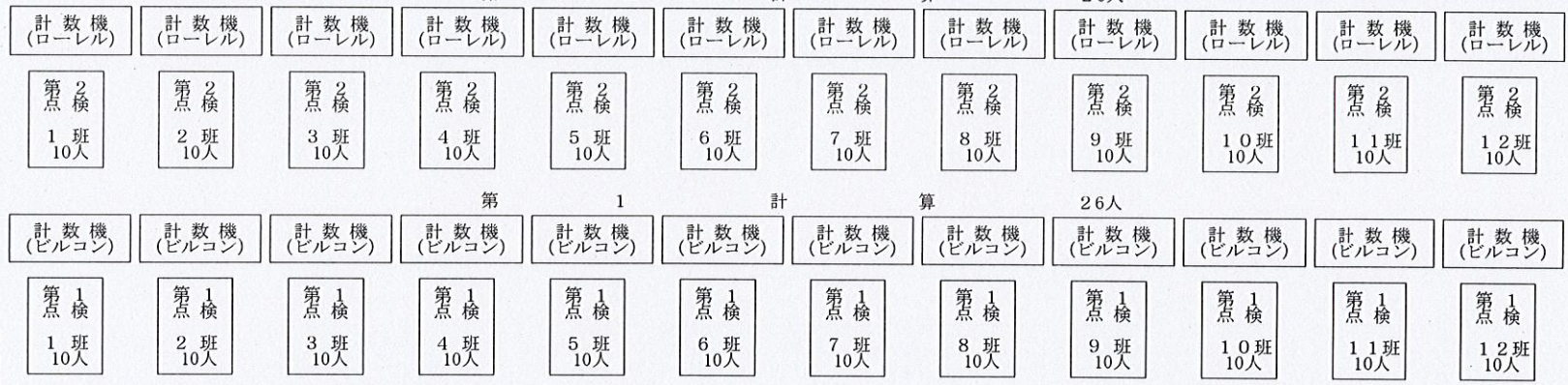
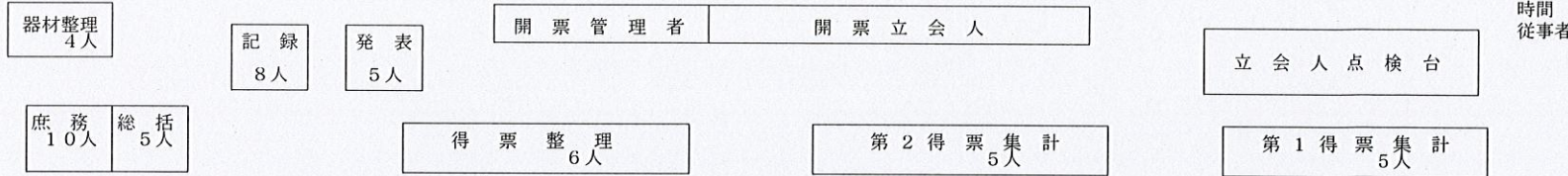
参観人席 (2階)

立会人 控席  
 選挙管理委員会委員  
 警察官 控席  
 報道機 開席



# 開票所レイアウト (平成17年9月11日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査)

場所 下関市体育館  
 時間 午後10時開始  
 従事者合計 429人



参観人席 ( 2 階 )

立会人 控席  
 選挙管理委員会委員  
 警察官 控席  
 報道機 開席

小選挙区  
 比例代表  
 国民審査



## ※ 投票事務従事者

下関市長選挙  
山口県議会下関市選挙区選出議員補欠選挙

### ○期日前投票所関係

期日前投票立会人 215人  
期日前投票管理者 140人(市職員)  
事務従事者 99人  
(市職員40人+アルバイト59人)

### ○投票所関係

投票立会人 315人(157投票所)  
投票管理者 157人(市職員)  
事務従事者 914人  
(市職員682人+アルバイト232人)

### ○その他選挙事務関係

住民台帳調査 2人  
電算関係 2人  
電話交換 4人  
選挙管理委員会事務局 35人(うちアルバイト25人)

衆議院議員総選挙  
及び最高裁判所裁判官国民審査

### ○期日前投票所関係

期日前投票立会人 366人  
期日前投票管理者 183人(市職員)  
事務従事者 145人  
(市職員59人+アルバイト86人)

### ○投票所関係

投票立会人 314人(157投票所)  
投票管理者 157人(市職員)  
事務従事者 842人  
(市職員583人+アルバイト259人)

### ○その他選挙事務関係

住民台帳調査 2人  
電算関係 2人  
電話交換 3人  
選挙管理委員会事務局 58人(うちアルバイト26人)